

宮城県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成29年1月10日

宮城県監査委員	齋藤	正美
宮城県監査委員	坂下	賢
宮城県監査委員	工藤	鏡子
宮城県監査委員	成田	由加里

記

- 1 監査委員の報告日
平成28年8月17日
- 2 通知のあった日
平成28年10月31日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 大崎高等技術専門校

イ 監査委員の報告の内容

報酬及び賃金において、支給額の誤り及び支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

○訓練委託コーディネーターの報酬において、改定前の報酬月額で支給をしたもの。

- ・件数 9件（3名）
- ・正支給額計 976,470円
- ・既支給額計 972,888円
- ・追給額 3,582円

○臨時職員の賃金において、支給定日を過ぎて支給をしたもの。

- ・件数 1件
- ・金額 99,463円

ロ 措置の内容

今回の事案は、組織として財務の決議書や添付書類を慎重に確認する等十分なフォローアップ体制を欠いたことが原因であり、さらに、担当者が庶務に不慣れなことを踏まえれば一層の手厚い支援が必要であったことから、今後は挙証資料の添付や突合の厳格な実施、内部統制で定めるチェックシートを常時活用するなど、組織として内部統制が効果的に機能するよう具体的な対策を講じるとともに、事務処理の大原則である組織での複数の目による確認や日常的な声掛けを徹底し、再発防止を図っていく。